

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月25日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 東京都千代田区外神田1丁目18番13号	
氏名 ラサ工業株式会社	
代表取締役 社長執行役員 坂尾 耕作 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 03-3258-1812	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ラサ工業株式会社 大阪工場
事業場の所在地	大阪市大正区船町1丁目3番80号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16:化学工業
②事業の規模	製造品出荷額:11,488百万円
③従業員数	123人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	排出量	8,005 t	103 t
	（これまでに実施した取組） ・化学物質を取り扱う工程の改善、製造ロスの低減および排水処理工程の改善により汚泥廃棄物の発生を抑制する。（汚泥(1)、汚泥(2)） ・製造工程で使用する排水を削減することにより排水処理汚泥を削減する。（汚泥(1)） ・温水槽増強により、排水量を削減し、汚泥を削減する。（汚泥(1)） ・フレコン袋を再資源化して廃棄物の発生を抑制する。（廃プラスチック類） ・原料のフレコンをメーカーに返却し、複数回使用する。（廃プラスチック類） ・製造工程の最適化により発生を抑制する。（廃酸） ・酸の廃液を濃縮処理にて回収することにより廃液排出量を削減する。（廃酸） ・木パレットを再利用することにより廃棄物を抑制する。（木くず） ・工業用水を再利用し、排水負荷を削減し、汚泥を削減する。（汚泥(1)） ・原料木製パレットをメーカーに返却し再使用する。（木くず） ・製造工程のろ過作業を見直し汚泥を削減する。（汚泥(2)） ・ろ過に使用している部材の使用期間を見直し廃棄回数を低減する。（廃プラスチック類）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	排出量	7,405 t	100 t
	（今後実施する予定の取組） これまで実施した対策を継続して実施する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・汚泥、廃酸、廃プラスチック、木くず、廃油、がれき類、ガラスくず、廃アルカリについて分別保管をしている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状維持

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
166 t	67 t	22 t	20 t

②計画

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
160 t	65 t	20 t	20 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ガラスくず	廃アルカリ		
0 t	117 t	t	t

②計画

ガラスくず	廃アルカリ		
1 t	110 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・再利用率可能な検討した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・検討を継続する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2081 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2081 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・継続して各現場から発生する排水の再利用を促進し、廃棄物の発生量を抑制する。			

(第3面-2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第3面-3)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

ガラスくず	廃アルカリ		
0 t	0 t	t	t

②計画

ガラスくず	廃アルカリ		
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

ガラスくず	廃アルカリ		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画

ガラスくず	廃アルカリ		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	全処理委託量	5,924 t	103 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	63 t
	再生利用業者への 処理委託量	324 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者から選定する。 ・委託処理業者に対しては、処理状況の確認を行う。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
166 t	67 t	22 t	20 t
166 t	57 t	22 t	20 t
0 t	25 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

ガラスくず	廃アルカリ		
0 t	0 t	t	t

②計画

ガラスくず	廃アルカリ		
0 t	0 t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

ガラスくず	廃アルカリ		
0 t	117 t	t	t
0 t	117 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(1)	汚泥(2)
	全処理委託量	5,324 t	100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	60 t
	再生利用業者への処理委託量	324 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者から選定する。 ・委託処理業者に対しては、処理状況の確認を行う。 			
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

廃酸	廃プラスチック	木くず	がれき類
160 t	65 t	20 t	20 t
160 t	60 t	20 t	20 t
0 t	35 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

ガラスくず	廃アルカリ		
1 t	110 t	t	t
1 t	110 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

〔各部署の役割〕

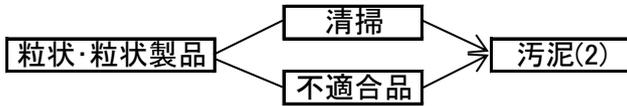
部 署		役 割
環境管理室		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・処理施設(事業場内・外)の定期的査察 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
現場直 属部 門	製造課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・上記内容を環境管理室に報告
	施設管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・各現場の施設の維持管理点検等 ・上記内容を環境管理室、製造課に報告
検査課		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記内容を環境管理室、製造課に報告
総務課		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・上記内容を環境管理室に報告

産業廃棄物発生工程フローシート

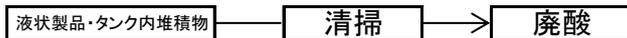
1. 汚泥(1)



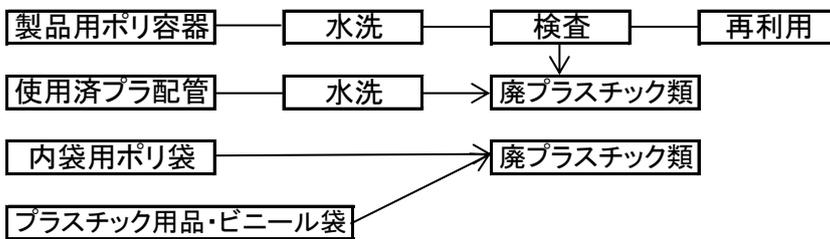
2. 汚泥(2)



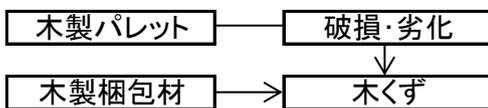
3. 廃酸



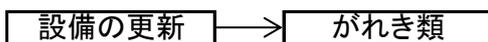
4. 廃プラスチック類



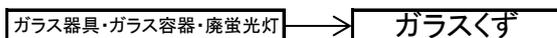
5. 木くず



6. がれき類



7. ガラスくず



8. 廃アルカリ

